

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都渋谷区神宮前六丁目12番18号

(名 称) 株式会社ガーラ

(法人番号 8011001026934)

上記被審人に対する令和6年度(判)第28号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金6495万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和7年5月14日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和7年3月13日

金融庁長官 井藤 英樹

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都渋谷区神宮前六丁目12番18号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場されている会社である。

被審人は、本来費用計上しなければならないソフトウェアの開発費について、ソフトウェア仮勘定及びソフトウェアとして資産を過大計上する不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表1のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、

表1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容(注)	主な事由
1	令和2年 6月29日	第27期(平成31年4月1日～令和2年3月31日)に係る有価証券報告書	平成31年4月1日～令和2年3月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲224,392千円である ところを 114,004千円と記載	ソフトウェア仮勘定及びソフトウェアの過大計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

第2

下表2のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、令和2年6月10日、1,401,900株の株式及び46,729個の新株予約権証券を1,310,100,664円(当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させたものである。

表 2

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容	主な事由
2	令和 2 年 5 月 25 日	有価証券届出書 (株式及び新株 予約権証券の募 集)	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲161,975 千円であ るところを 195,327 千円と記載	ソフトウ ェア仮勘 定及びソ フトウエ アの過大 計上
			平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲224,392 千円である ところを 114,004 千円と記載	ソフトウ ェア仮勘 定及びソ フトウエ アの過大 計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記 1 に掲げる事実のうち

表 1 の番号 1 の事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項、第 24 条第 1 項

表 2 の番号 2 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 項、第 5 条第 1 項及び第 3 項、
第 176 条第 2 項

3 課徴金の計算の基礎

上記 1 に掲げる事実のうち

表 1 の番号 1 の事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項の規定により、被審人の第 27 期事業年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）に係る有価証券報告書について算出した

額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 283,323 円が、6,000,000 円を超えないことから、6,000,000 円となる。

表 2 の番号 2 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の令和 2 年 5 月 25 日提出の有価証券届出書（株式及び新株予約権証券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株式及び新株予約権証券の発行価額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）

1,310,100,664 円の 100 分の 4.5 に相当する額である 58,954,529 円

に、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、

58,950,000 円

となる。